

IV-2 生徒指導危機管理及びいじめ対応マニュアル

児童・生徒指導にかかわる危機管理及びいじめ対応についての主な内容

- 1) 児童生徒の問題行動やいじめ、事故等の予測による未然防止
- 2) 児童生徒の問題行動やいじめ、事故等への対応
- 3) 児童生徒の問題行動やいじめ、事故等の再発防止

【危機管理マニュアル】(事件・事故対応)

1 校長への連絡

◇事件・事故内容の校長への連絡(第1発見者等)

いつ、どこで、誰が、誰と、どのような状況の中で、どうなったか

* 教職員の現場派遣は校長の指示が原則だが、緊急時は教職員が自分で判断する。

2 校長の判断

◇判断の内容・視点

- ①現場に派遣する教職員の選定と人数の決定
- ②養護教諭派遣の必要性(けが、病気の有無や程度を予想して判断)
- ③連絡を受けた時点での関係機関への連絡の必要性
(生命にかかわるものか、重大な事故か、緊急性があるか、など)
- ④緊急対策会議開催の必要性
(事後の対応の困難さ、対応上の共通理解・意思統一の必要性等)

3 事故発生現場への教職員の急行と具体的な対応

◇教職員の急行と対応の内容

- ①状況判断(教職員の増員による対応、関係機関への連絡、養護教諭の必要性などを即座に判断)
- ②児童生徒の興奮状態の鎮静化
- ③けが・病気の児童生徒への応急手当(必要に応じ心肺蘇生も行う)
- ④救急車の手配や医療機関への連絡(③の状況による)
- ⑤当該児童生徒の保護者への連絡
- ⑥周囲の児童生徒への指導(現場から離す、別室での活動の指示など)
- ⑦校長への状況報告(①の判断に応じて追加支援を要請)

4 関係機関等への連絡

◇関係機関等への連絡の必要性の判断

- ①医療機関…重大なけがや病気等の生命にかかわる危険性がある場合
- ②警察…事態の鎮静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合
- ③教育委員会…重要と判断される場合

* 事件・事故等への対応が困難な場合は教育委員会と相談する。

5 緊急対策会議の開催

◇会議日程(可能な限り早期に開催)

内容:状況を踏まえた今後の対応の在り方の原案検討

①現段階での状況の把握と整理

②具体的な対応策の決定

(児童生徒への具体的な指導内容、保護者への協力依頼の内容等)

③今後の方針等の決定

④役割分担の決定(病院派遣、警察対応、報道対応、保護者対応等)

※状況により、職員会議を待たずにチームを編成して緊急に対応する。

* 生命にかかわる事故等の場合は育友会役員会の開催も検討する。

役員会…状況報告をもとに育友会としての今後の対応を検討する。

臨時育友会総会開催の必要性についても相談する。

6 緊急職員会議の開催

◇協議内容

・緊急対策会議における協議結果の伝達等

7 方針に則った具体的対応

◇留意点

・医療機関、警察等関係機関との連携を踏まえて対応を進める。

・必要に応じて教育委員会に助言を求める。

* 緊急事態においては人的な支援を得ることも考慮する。

(学習支援サポーター、スクールカウンセラー、心の相談員、指導主事等による支援)

* 学校だけの対応が困難な場合にはサポートチームの支援を要請する。

8 対応結果の確認と分析

◇進め方

・状況を判断しながら緊急対策会議を再度開催する。

→ 具体的な対応の在り方や役割分担、方針の再検討を実施する。

9 再発防止策の検討と具体的方針の決定

◇最終案の決定

・累積された結果と今後の見通しをもとに検討し、事件・事故の再発防止策、具体的方針を決定する。(結果を保護者に説明する)

★一連の対応の流れを記録し、今後の児童生徒指導体制の充実に向け活用する。

【いじめ対応マニュアル】

- ・「いじめを見逃さない」校内体制づくり
- ・外部に開かれた「風通しのよい」環境づくり

